

社援発 0606 第 5 号
令和 6 年 6 月 6 日

都 道 府 県 知 事
各 市 長 殿
特 別 区 長
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、本通知を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 6 月 1 日以降（別紙第 4 号の 2 の改正（1 の（1）の注及び（2）並びに 2 に係る部分に限る。）、別紙第 4 号の 3 の改正（備考の 4 及び 9 に係る部分に限る。）及び別紙第 4 号の 4 の改正（1 の（2）の注 2 及び（3）並びに 2 に係る部分に限る。）にあっては、令和 6 年 10 月 1 日以降）の施術分から適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。